

案件名

都留市次世代育成支援行動計画（後期計画）（案）

募集期間

平成22年3月1日（月）～15日（月） 終了致しました。

担当課

福祉課 子育て支援担当 0554-46-5112（内線101、133）

意見数

1件（1人）

寄せられたご意見と都留市の考え方

平成22年3月1日（月）～20日（水）までの間、意見の募集を行いました。

寄せられたご意見の概要とこれに対する市の考え方を下記のとおり公表します。

ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

-関連情報（pdf ファイル）-

都留市次世代育成支援行動計画（後期計画）（案）

(<http://www.city.tsuru.yamanashi.jp//div/public/pdf/zisedai.pdf>)

都留市パブリック・コメント制度 意見募集結果

案件名： 「都留市次世代育成支援行動計画(後期計画) (案) について」

意見提出期間 : 平成 22 年 3 月 1 日～15 日
 結果公表日 : 平成 22 年 月 日
 意見等の提出件数 : 提出者 1 名、提出件数 1 件
 意見等の受付方法 : 書面にて郵送

	意見等の内容	市の考え方
子育て支援について	子どもの家庭教育の基準となるべきことを計画的に、父母が学習するような施策がほしい。	後期行動計画は、全ての子育て家庭を対象に、本市が取り組んでいく子育て支援策(各種事業)の方向性や目標を総合的に定めたものです。
	地域における年中行事や家庭行事が減少してしまった現在、子ども達に最も必要な、「体験学習」、又、地域における子どもの組織を、年中行事をとおして復活してほしい。	その計画の基本的な考え方として基本理念を「地域の中で、子どもが健やかにのびのび育つまちづくり」と定め、子どもと共に保護者、更に地域全体も成長していくことができるまちづくりを目指し各事業の推進を図るものであります。
	子どもの人格や権利を保障する施策「子ども条例」に制定する努力をしてほしい。	又、本計画は、子どもの人格や権利を守り、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域、社会全体で連携を図りながら、子育てを支援する体制づくりを示しております。
	大人が、日常生活における行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識することが必要だと思う。	なお、子どもの健全な育成を更に充実させるために、本計画の P. 38 の 4. 児童の健全育成 中 「青少年育成事業」 内容 : 家庭・地域における子どもと年齢・世代・文化等を超えた人達が広く交流を図り、その活動を通して子どもの豊かな社会性を育むと同時に地域の住民等の高い連帯意識を生かしながら、子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めます。 なお、子ども条例の制定については青少年育成対策の一環と捉えていくべきだと考えられるため、教育委員会と協議し、検討してまいります。